

(大分県にお住まいの動物取扱業者の方々へ)

愛玩用家畜の販売には家畜商免許証が必要です

ペットショップ等において家畜商法に規定された畜種（対象畜種）の販売等を行う場合、動物の愛護及び管理に関する法律に定める第一種動物取扱業者の登録の他、家畜商法に定める家畜商免許の取得が必要です。

家畜商法では、家畜の取引の公正を確保することを目的に、営利の目的をもって、対象畜種の取引を継続的かつ反復的に行う者（家畜商）について、家畜商免許証の取得を義務付けています。

対象となる畜種（対象畜種）

家畜商法における「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊の5畜種をいい、その用途について愛玩用と産業用を区別しないため、愛玩用のミニブタ、ポニー等の取引についても対象となります。



家畜商免許証の申請方法

各都道府県で開催する「家畜商講習会」を受講の上、住所地（法人にあっては本店所在地）を管轄する都道府県へ家畜商免許証の交付申請が必要です。

※講習会は居住地に関わらず、いずれの都道府県でも受講可能です。

（一社）日本家畜商協会（<http://www.jlda.or.jp/index.html>）にて

全国の講習会開催状況が掲載されておりますのでご参考ください。

※免許の交付については要件審査がありますのでご了承ください。

⇒家畜商法の適用範囲については裏面をご確認ください。

家畜商法の適用範囲

(家畜商免許証が必要な家畜の取引について)

家畜商法では、家畜の生産者および取引の相手方の保護を目的に、営利目的で行われる**家畜の売買、交換、あっせんの事業**について規制対象としています。なお、その家畜の生産者自らが家畜の売買等を行う場合にあっては、**家畜商免許証は必要ありません。**

参考例1：自らの農場等で生産した家畜を販売している場合

⇒その家畜の生産者自身による取引にあっては、

家畜商免許証が必要な取引に該当しません。



ヤギの繁殖（自家生産）を実施



生まれたヤギをペットとして販売

参考例2：外部から仕入れた家畜を販売する場合

⇒**家畜商免許証が必要な取引に該当します。**



生産者もしくは他の販売業者等から
販売目的でヤギを購入



仕入れたヤギをペットとして販売

家畜商免許の取得に係るご相談については、最寄りの県振興局もしくは大分県畜産振興課（097-506-3674）までお問い合わせください。

東部振興局	国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎内）	0978-72-0409	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
中部振興局	大分市府内町3-10-1（大分県庁別館）	097-506-5732	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部振興局	佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎内）	0972-24-8645	佐伯市
豊肥振興局	竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎内）	0974-63-1172	竹田市、豊後大野市
西部振興局	日田市城町1-1-10（日田総合庁舎内）	0973-22-2585	日田市、玖珠町、九重町
北部振興局	宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎内）	0978-32-1621	中津市、宇佐市、豊後高田市